

令和6年度第1回鋸南町地域公共交通活性化協議会 議事要旨

1 開催日時 令和7年3月27日(木)
午後2時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 鋸南町役場 3階 大会議室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4 会議の概要

(1) 開会

事務局から開会が宣言された。

(2) あいさつ

鋸南町長 白石治和氏があいさつを述べた。

(3) 出席者紹介

議案審議に先立ち、委員の紹介が行われた。

(4) 議題

①鋸南町地域公共交通活性化協議会規約(案)について

事務局から資料1に基づき、鋸南町地域公共交通活性化協議会規約(案)について説明を行った。総務企画課長から質疑及び意見を求めたところ、特に質疑はなく、原案のとおり異議なく承認した。

規約第5条の規定により、会長に鋸南町副町長 内田正司氏が就任し、規約第6条の規定により、内田会長が議長として議事を進行することになった。

②副会長及び監事の選任について

内田会長より規約第5条第4項により、副会長に社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会事務局長 平野幸男氏、監事に鋸南町観光協会会長 清水宏亘氏、鋸南町民生委員児童委員協議会会長 鈴木昭一氏を指名した。

③鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について

事務局から資料3に基づき、鋸南町地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、特に質疑はなく、原案のとおり異議なく承認した。

④鋸南町地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程(案)について

事務局から資料4に基づき、鋸南町地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程(案)について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

○成田斉委員

規程(案)の内容については、異論はないが、考え方を伺いたい。第2条第2項、第3条、第5条第2項及び第9条にある「会議」は、この協議会のことでよいのか、それとも別に会議を設けるのか。また、第10条の協議会が解散した場合の措置について、第9条第2項で規定する監査を実施するのか。

○金木副主査

「会議」は、規約第6条に規定されているように、この協議会を指している。また、解散した場合でも監査は実施する方向で考えていきたい。

○内田会長

解散した場合、残余財産があるときの処分はどうか。

○小川室長

残余財産は、鋸南町からの負担金のため、町に返還することになる。

⑤令和7年度事業計画(案)について

事務局から資料5、資料6、資料7に基づき、令和7年度事業計画(案)について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

○成田斉委員

住民アンケートを2,000名とする根拠はあるのか、パブリックコメントの手法はどのような想定か、アンケートの内容は事前に委員に提示してはどうか、交通事業者に対してのヒアリング等は予定しているか、計画に位置付けられる事業はどのように検討していくのか。

○小川室長

住民アンケートは、総合計画など他の計画を参考にしており、統計学上400サンプルあれば一定の精度が確保できるとされている。また、パブリックコメントはホームページでの公表、SNSでの周知を予定しており、アンケート内容については事前に委員にお示ししたい。交通事業者へのヒアリングも資料6に記載のとおり実施する。

○金木副主査

事業は第2回協議会で素案のなかでお示しすることを想定している。

○成田委員

過去に実施したAIオンデマンド交通の実証運行の関係者や福祉事業者へのヒアリングは実施するのか。また、事業に関して詳しく説明してほしい。

○金木副主査

いずれもヒアリングは実施する。また、事業については、調査業務を踏まえ第1回協議会で課題等の整理を行った上で、その後に事業等を含めて素案を作成し、11月の第2回協議会で協議いただくことを想定している。

○成田斉委員

事業は他自治体の計画のコピーとならないよう、町に適合した内容を事業者に検討させるよう、要望したい。

○鈴木辰也委員

アンケートは無作為抽出とあるが、地区で区分して抽出するなどの考えはあるか。

また、パブリックコメントの実施期間が短いという意見もあるが、期間の想定はあるか。

○小川室長

対象を18歳以上として、地区ごとに抽出する方法で検討したい。パブリックコメントの実施期間は1か月を予定している。

○鈴木辰也委員

アンケートが同一世帯の複数送られたとい話もある。家族であれば、大体考え方は一緒だと思うため、重複しないようなやり方はできないか。

○成田斉委員

自治体によっては、世帯ごとに無作為に調査票を送付して、4人まで書けるというようなことをしている事例もあるため、委託事業者と検討してはどうか。

○小川室長

広くいろいろな意見をいただけるように、よりより方法を考えていきたい。

○早川正也委員

アンケートは、多く回収できるよう努力をしていただきたい、またAIオンデマンド交通の利用者の意見も取り入れてほしい。

○田上重光委員

これまでの公共交通会議を廃止して、法定協議会として一本化するとあるが、公共交通に関わる協議会はこの1つだけでよいか。

○金木副主査

町で設置している公共交通に関する会議体は、この協議会のみとなっている。

○田上重光委員

資料3に「鋸南町地域公共交通活性化再生協議会」とあるが、これは別の協議会か。

○小川室長

資料3の記載は誤りで「再生」は、削除をお願いしたい。
議長からその承認を求めたところ、原案のとおり異議なく承認した。

⑥令和7年度収支予算（案）について

事務局から資料8に基づき、令和7年度収支予算（案）について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

○成田斉委員

返還金はどのようなものか。また、予算に委員謝礼は含んでいないようだが、別に町が支弁するのか。

○吉田課長

返還金は、町負担金を必要な事業費分を計上しているため、国庫補助金の入金後にそれと同額を町に返還するもの。

○小川室長

委員謝礼は町から支払う。
議長からその承認を求めたところ、原案のとおり異議なく承認した。

⑦鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置規程（案）について

事務局から資料9に基づき、鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置規程（案）について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

○成田斉委員

協議会の会議は公開となっているが、第8条の秘密を守る義務の範囲は、選定委員会のみか。

○小川室長

選定委員会のみが対象となる。

○成田斉委員

選定委員会で公表するプロポーザルの結果はどのように考えているか。

○小川室長

優先交渉権者、次点交渉権者の公表を考えている。

○鈴木辰也委員

別表に鋸南町教育委員会教育課長とあるが、会議には出席していない。委員であれば、会議の状況を把握すべきと考えるが、今後も会議には出席せず、プロポーザルのみ委員となるのか。

○吉田課長

別件で出席できないため、代理で生涯学習室長が出席している。計画策定にあたっては、スクールバス等も含めて公共交通のあり方を検討していきたいため、プロポーザルに加わっていただきたいと考えている。

議長からその承認を求めたところ、原案のとおり異議なく承認した。

⑧鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施について

事務局から資料10に基づき、鋸南町地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザルの実施について説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

○成田斉委員

委託期間を令和8年3月6日（金）までとしているが、作業のスケジュールから厳しいのではないか感じるが、理由はあるのか。

○金木副主査

補助金実績報告の事前確認が3月中旬となっているため、そのスケジュールを踏まえて設定している。

○成田斉委員

実績報告後に国から指摘等があった際に事業者が対応できるよう、もう少し後の日付で設定することを検討してほしい。

○伊藤昌央委員

補助金は、3月中に業者への支払いを終えないといけないなど条件はあるか。

○金木副主査

業務委託の場合、請求書や支払いに関する書類が必要となる。

議長から履行期限は再度検討するため、現時点では空欄とすることを条件に承認を求めたところ、異議なく承認した。

⑧その他

事務局から資料11に基づき、南房総・館山地域公共ライドシェアについて説明を行った。議長から質疑及び意見を求めたところ、次の発言があった。

○成田斉委員

町民にこのライドシェアの利用を働き掛ける予定はあるか。

○吉田課長

現時点では、積極的に周知することは予定していないが、計画策定の参考にしていきたい。

○伊藤昌央委員

県では、実証運行の経費に補助金を交付している。2月補正では、公共交通「リ・デザイン」推進事業を措置しており、ライドシェアやオンデマンド交通の実証運行などに活用いただきたい。また、リ・デザインに関する相談支援も行っているため、相談いただきたい。

○早川正也委員

地元紙に掲載された記事では、運行区域に鋸南町が入っているのか。

○成田斉委員

運行区域は、南房総市域と館山市域として許可を受けているが、いわゆる片足主義で発着のいずれかがこの運行区域にあればよいと、鋸南町、鴨川市でも利用できる。

○鈴木辰也委員

鋸南町の実証運行でも町外に行けないのかという要望があった。過去の説明では、町外の公共交通会議に出席する必要があると聞いたが、相手方から説明や会議への参加があったのか。これまで町は、町外に走らせることは基本的にできないというスタンスであったが、どう考えているか伺いたい。

○成田斉委員

鋸南町の実証運行は、非常に限定的な取扱いである道路運送法21条許可のため、制度的な違いがあるが、町外の場合には自治体間で調整を行う必要がある。

○鈴木辰也委員

これまで議会では、限定された事業だという説明は受けていない。条件を整えば、町外も大丈夫ということであれば、便利な交通網にするため、いろいろと意見を聞いて良い計画をつくってほしい。

○成田斉委員

私が計画に位置付ける事業にこだわっているのは、町外に行く交通も計画に位置付けることによって、議会等にも理解いただけることになるため、ニーズを把握して新たなチャレンジのものまでぜひ検討して行ってほしい。

○清水宏互委員

アンケートでは、目的を的確に聞いて、どこまで行きたいのかを捕捉することが計画を作る上で、重要ではないか。

議長は、全議題の審議を終了した旨宣言した。

(5) 閉会

事務局より閉会が宣言された。